二十条）
二十一条―第百三十三条）を「第七節　軽油引取税」に、「第八節　自動車税（第百四十五条―第百二条）

「第八節　自動車税
第一款　通則（第百四十五条―第百五十五条）
第二款　環境性能割
第一目　課税標準及び税率（第百五十六条―第百五十八条）
第二目　申告納付並びに更正及び決定等（第百五十九条―第百七十二条）
第三目　督促及び滞納処分（第百七十三条―第百七十七条）
第四目　犯則取締り（第百七十七条の二―第百七十七条の五）
第三款　種別割
第一目　税率（第百七十七条の六）
第二目　賦課及び徴収（第百七十七条の七）
第三目　督促及び滞納処分（第百七十七条の八―第百七十七条の十八）
第四目　犯則取締り（第百七十七条の十九―第百七十七条の二十三）
」

七十七条）」を

「第三節　軽自動車税（第四百四十二条―第四百六十三条）」を

「第三節　軽自動車税
第一款　通則（第四百四十二条―第四百五十二条）
第二款　環境性能割
第一目　課税標準及び税率（第四百五十三条―第四百六十三条の四）
第二目　申告納付並びに更正及び決定等（第四百六十三条の五―第四百六十三条の九）
第三目　督促及び滞納処分（第四百六十三条の十）
第四目　犯則取締り（第四百六十三条の十一―第四百六十三条の十四）
第三款　種別割
第一目　税率（第四百六十三条の十五）
第二目　賦課及び徴収（第四百六十三条の十六―第四百六十三条の二十四）
第三目　督促及び滞納処分（第四百六十三条の二十五―第四百六十三条の二十九）」

に、

に改める。

第四条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第十一条の九第一項中「第百四十五条第二項」を「第百四十五条第三号」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十二条第三号」に、「本条」を「この条」に、「又は軽自動車税」を「の種別割又は軽自動車税の種別割」に改める。

第二十三条第一項第四号中「、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）」を「及び第四十二条の十二の四」に改め、同項第四号の三中「、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」を「及び第六十八条の十五の五」に改める。

第五十一条第一項中「百分の三・二」を「百分の一」に改め、同項ただし書中「百分の四・二」を「百分の二」に改める。

第五十五条の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四第十一項及び第六十七条の四第十八項第十項」を「第六十六条の四第十一項及び第六十七条の四第十八項第十項」に改める。

第五十五条の三第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に改める。

第五十五条の四第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

第五十五条の五第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に改める。

第五十七条の二第一項中「第六十八条の四第十七項第一号」を「第六十八